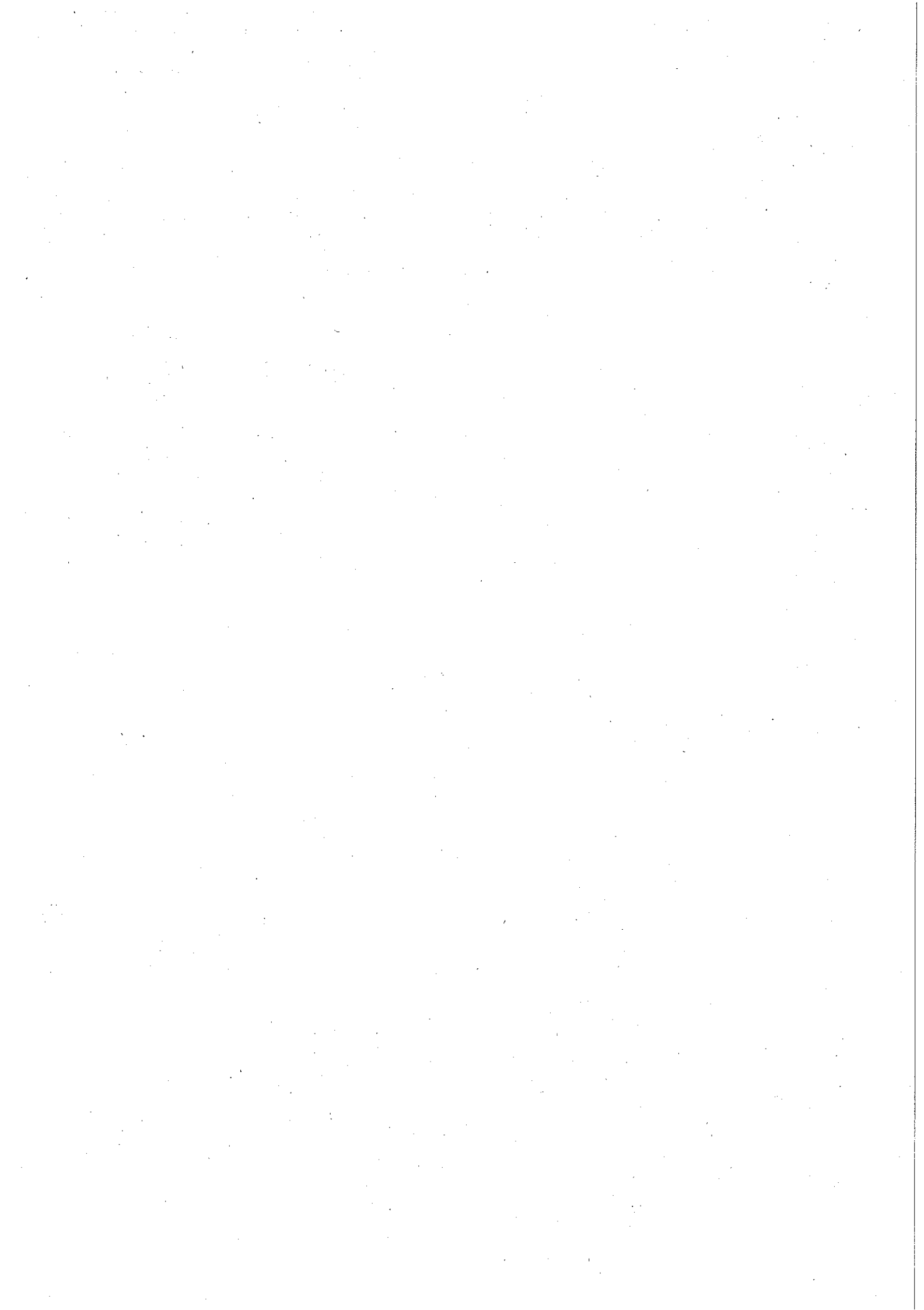


農 林 業 に 係 る 今 後 の 損 害 賠 償 の  
案 等 に 対 す る 意 見

福島県原子力損害対策協議会



# 1 農林水産業関係

NO.	団体名	項目	内 容
1	JAグループ東京 電力原発事故農 畜産物損害賠償 対策福島県協議 会	農林業 営業損害	見直し案は、JAグループ協議会が要求した事項が概ね反映された内容であると判断し、12月21日開催の本協議会臨時総会で、見直し案を受け入れることを決定した。 なお、今後の避難指示区域内の3倍の支払い方法や3倍を超える賠償金の算出方法等、また、避難指示区域外の30年1月以降の賠償方法等の協議・検討においては、見直し案に記載の通り、農業関係団体等の意見をしっかりと踏まえ、真摯に対応すること。
		その他	損害賠償の取り組みと併せ、自民党復興加速化本部から国に対して申し入れのあった、避難区域内の営農再開へ支援策の充実や県産農畜産物の風評対策など、確実な実践に期待する。
2	福島県農民運動 連合会	農林業 営業損害	素案の再考は、「農林業関係者の皆さまから」の意見と「自由民主党東日本大震災復興加速化本部長」からのご指導がその理由となっているが、賠償方法の見直しは誰がどのような手順で決めるのか。また、原子力損害賠紛争審査会の役割はどうなっているのか問いたい。
3	福島県内水面漁 業協同組合連合 会	農林業 営業損害	今回の損害賠償案の見直しについては、しっかりした見直し案になり承諾してほしい。 ベースの考えとして水産業へも流用されるため。
		その他	当方は内水面水産業として、今回の見直し案については、かなり注目している。また、現状の損害賠償についても不満があり、傘下の組合については、仮払いのみしか受け取っていない組合すらある。 なお、賠償センターによっては、指針の部分はしっかりした内容の説明等があるが、細かな部分については、担当者レベルでの采配ではないかと思われる事案もあり『当初はとか内部で精査したところ』的な後出しジャンケンで東電の良いように決められてしまうのであれば、言いようのない不快感しかない。 是非ともこの様な対応はやめて頂き、当初決まったものはそのままに賠償として扱ってほしい。
4	いわき市中央卸売 市場協会	農林業 営業損害	避難指示区域外の賠償について、平成29年1月から1年間を目途に現行の賠償を継続し云々では受け入れ難く沿岸漁業が未だ試験操業の状況にあり、避難など7万人の商圏喪失により、風評と営業損害を同時に被っているいわき市中央卸売市場としては、30年以降も見通しの付く時点まで、現行の賠償を継続することを求める。
5	福島県森林組合 連合会	農林業 営業損害	賠償が2年から3年になったための合意ではない。あくまでも損害が続く限り賠償するとの意見に合意するものである。
		農林業 営業損害	避難指示区域内の森林組合においては、従来どおり、1年ごとの請求で行いたい。
		その他	従来の損害賠償請求について、決定するまで時間がかかりすぎているのではないか。

## 2 商工業・経済・専門サービス業関係

NO.	団体名	項目	内 容
1	福島県中小企業 団体中央会	その他	一括賠償については、事故との相当因果関係の確認にあたり、現地体制の強化により実態把握に努め、統計データを一律に適用したり過大な負担となる資料作成・提出を求めず、簡易な手法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても対応すること。
		その他	食品表示法に基づく食品表示基準が平成27年4月に施行されている。平成32年3月末までは経過期間があるが、製造所固有記号を使用する場合でも、消費者は購入した商品についてどこの企業、事業所が製造・加工したかがわかるようになっている。この改正に伴い県内でOEM生産により食品加工を行う企業の元請企業からの取引中止、県内工場で自社ブランド製品を製造する企業の売上減少など、新たな風評被害発生により損害が生じた場合には柔軟に対応すること。
		その他	一括賠償後においても、引き続き風評被害等原子力発電所事故と相当因果関係が認められる減収をこうむっている事業者に対しては損害賠償を継続すること。
		その他	今回の「農林業にかかる今後の損害賠償について(案)」においては、損害がある限りは賠償を継続することが明記され、また、その方式についても関係者の意見を踏まえたものとしている。商工業等についても、損害がある限り賠償するという方針及びその方法についても農林業並みに緩和することを明確にすること。
2	福島県行政書士 会	農林業 営業損害	農林業者の方に不利益が生じないように、年間逸失利益の算定を納得のいく様にしていただきたい。

## 3 保健医療福祉・食品生活衛生関係

NO.	団体名	項目	内 容
1	福島県牛乳協会	その他	営業の風評被害は県外市場で大きいことを認識して、風評の賠償基準を全売上の増減のみとするのではなく、事故に起因する出荷制限による売場喪失の回復といった視点からも考えるべきではないか。

#### 4 労働関係

NO.	団体名	項目	内 容
1	福島県労働組合 総連合	農林業 営業損害	私たちは、素案に対し、①福島県が発表している農林業関係のデータからも、損害賠償の終期を論じる段階にはないこと、②素案と同様の考え方で行われている商工業者に対する営業損害賠償では、「2倍相当」が支払われず、値切り、打ち切りが行われていることを指摘し、これまでどおりの賠償の継続を求めた。見直し案においても、「なぜ3倍相当なのか」という新たな疑問がわくとともに、素案の段階で抱いた不安、とくに打ち切りへの不安は払しょくできない。よって、これまで通りの賠償を継続しながら、さらに農林業者をはじめ広く県民の声を聞いてすすめることを求める。
		その他	福島県に対する要望。素案ならびに見直し案は、商工業者に対する営業損害賠償と同様の考え方が示されている。商工業者に対する損害賠償では、昨年7月時点の賠償を基礎に、「2倍相当」を支払う、「損害のある限り賠償を継続する」という内容であったが、実際に起きていることは、昨年7月時点の賠償額が認められない、認められたとしても「2倍相当」が払われないなど損害賠償の値切り、打ち切りである。県は商工業者に対する損害賠償の実態を掌握し、その検証をふまえて対応すべきである。拙速な合意はしないことを求める。

#### 5 教育・文化関係

NO.	団体名	項目	内 容
1	福島県私学団体 総連合	その他	今回の議事は農林業に関するものであり、農林業の意見が反映されるべきである。 農林業以外の業界としては、「損害がある限りは賠償すべき」という意見は当然のことと考える。

## 6 市町村等

No	団体名	項目	内 容
1	福島市	農林業 営業損害	<p>1平成29年度1月以降の損害賠償案(見直し後)について ○避難指示区域外について(P3) 「平成30年以降の風評賠償の具体的なあり方については、農林業固有の特性を踏まえ、①本件事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を②農林業関係者の皆さまのご意見をしっかりと踏まえたくうえで、遅くとも平成29年末までには確定させたくうえで、平成30年から適用させていただきます。」 (1)①について、判断基準や賠償基準の明記はどのようにしているか。 明記されないと不安から打ち切り感が漂う。 (2)②について、具体的にどのように対応するのか。 東電職員が農林業関係者へ出向き、しっかりと状況を把握してほしい。</p>
		その他	<p>2出荷制限に係る事項 (1)本市で出荷が制限されている「ゆず」について、今後農業者から改植や転作の話があった場合、経費や賠償はどうなるのか。 (2)「本市で出荷が制限されている「山菜類(たけのこ、たらのめ、こしあぶらなど)やゆず」は、原発事故に起因する出荷制限ではあるが、賠償手続を諦めてしまい請求していない農業者がいるが、このような方へもしっかり対応してほしい。</p>
2	会津若松市	農林業 営業損害	<p>当初案の見直しの要請に対し、実際に生じた損失を支払う現行方式を1年間延長したことは評価する。 避難指示区域外における平成30年以降の風評賠償の具体的な内容については、農林業関係者の意見を踏まえた上で確定させることが示されているが、農林業者においては、風評被害による農林産物の市場価格の低下が固定化しているにもかかわらず、賠償が一方的に打ち切られることに対する懸念が強いことから、今後の制度設計にあたっては、誠意をもって対応すること。</p>
3	須賀川市	農林業 営業損害	<p>見直し案では、避難指示区域外における風評被害については平成29年も現行の賠償方式を継続することとしたが、農林業の風評被害は当面は継続するとの認識を明確にしたうえで、平成30年以降も現行の賠償方式を継続するべきである。</p>
		農林業 営業損害	<p>農林業に係る営業損害については、依然として出荷制限や風評により県内全域で被害が発生している状況と農林業関係者の意見をしっかりと踏まえたくうえで、平成30年以降の風評賠償の具体的なあり方について早期に示すこと。</p>
		その他	<p>水田等におけるカリ肥料散布に係る経費の損害賠償について、提出書類の作成が困難なことから請求が進んでいない状況にある。事業実施主体が速やかに請求できるよう書類の簡素化等を強く要望する。</p>
		その他	<p>固定資産税・都市計画税の税込減について、直接交渉に応じること。 特に、原子力損害賠償紛争審査会で明確に賠償対象としている、目的税の都市計画税については、直ちに直接交渉に応じるべきである。</p>
その他	<p>職員対応費(超勤)にかかる「押し出し時間外の特例」について、平成24年度以降についても、原発事故対応による超勤が増加しているため、特例を継続して適用し賠償に応じるべきである。</p>		

## 6 市町村等

No	団体名	項目	内 容
4	南相馬市	農林業 営業損害	避難指示・出荷制限等に係る損害賠償の平成29年1月以降の年間逸失利益の3倍一括賠償において、営農再開によって得られた収入を、「特別の努力」により得られた収入であるとして、年間逸失利益から控除しないことを明示すること。
		農林業 営業損害	営農の再開を断念した者で、再開の断念が原発事故に起因すると認められる者については、年間逸失利益の2倍にとどまらず、営農の継続が可能であると考えられる期間分(3年なら3倍、5年なら5倍)の損害賠償をすること。
		農林業 営業損害	避難指示・出荷制限等に係る損害賠償及び、風評被害に係る損害賠償、それぞれについて原発事故と損害の発生との相当因果関係の具体的な判断基準及び、相当因果関係が認められる具体的な類型(統計的に福島県産作物の売り上げが減少している品目の生産業者であること等)を示すこと。
		農林業 営業損害	避難指示・出荷制限等に係る賠償については、今後、原発事故と相当因果関係のある損害が発生し、その損害額が年間逸失利益の3倍を超えたときは、超過分の賠償をすること。 風評被害に係る損害賠償については、平成30年1月以降も、原発事故と相当因果関係のある損害が発生し続ける限り賠償を継続すること。
		その他	東京電力は原発事故に伴い、市が行うことを余儀なくされた農業の復旧・復興策のために独自に負担した費用に対する賠償をすること。
5	伊達市	農林業 営業損害	農林産物の風評被害による価格下落等が続いている限り、損害賠償は継続して支払うことをお願いします。
		農林業 営業損害	平成30年以降の損害賠償請求は、個別の対応という報道がありましたが、多くの農林業者はJAを通じて団体請求を行っており、個人対応では判断できない方も実在しますので、団体請求の継続をお願いします。
		その他	米の全量全袋検査やあんぼ柿非破壊検査にかかる経費については、地域の実情に応じ、引き続き損害賠償をお願いします。
6	大玉村	農林業 営業損害	風評被害や買ったたきの実態が続く限り、農林関係者が納得するかたちでの損害賠償を継続すること。 また、損害賠償請求の手続きを簡素化し、農業者関係者のさらなる負担とならないよう対処すること。
7	南会津町	農林業 営業損害	当町においても林産物の出荷制限等が継続している。平成30年以降は事故との相当因果関係の判断による賠償案では、判断の基準等が不透明であり、賠償打ち切りにつながる。被害があり、被害を受けている者がいる限り賠償を行うこととすることが当然である。
8	北塩原村	農林業 営業損害	農林業者の現状、意見をよく確認して農林業の衰退がないよう実施してほしい。
9	猪苗代町	農林業 営業損害	農林業関係者の意見を聞いて、避難指示区域内の損害賠償額を「2倍相当額」(2年分一括)から「3倍相当額」(3年分一括)に見直したが、基本的な背景には、事務の簡素化と共に早期に損害賠償を打ち切りたいとの想いが見える。
		農林業 営業損害	避難指示区域外の平成30年以降の風評賠償については、「因果関係の判断基準や賠償基準を確定させたい」としているが、基準を設ける場合農林業者の立場に立った対応を願いたい。
		農林業 営業損害	損害賠償を請求するにあたり、農林業者に過度の負担とならない対応と事務の効率化・簡素化を望む。

## 6 市町村等

No	団体名	項目	内容
10	昭和村	農林業 営業損害	風評被害の根源である福島第一原子力発電所事故の早期完全収束。完全収束まで現行の損害賠償を求めます。
11	棚倉町	農林業 営業損害	加害者として、今後も農林水産物生産者等に対しては、被害者側の立場に立った賠償を3年間ではなく、明確に継続するようお願いしたい。
		農林業 営業損害	損害賠償請求に係る手続きについては、農家等の負担にならないよう簡素化を図ること。
		その他	県内は森林面積が多いため、森林部の除染を実施すること。
12	広野町	その他	風評被害が継続する限り損害賠償を継続すべきである。
13	大熊町	農林業 営業損害	今回の見直し案について、P4に「3年後以降、営農・営林再開後も作物が収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆様のご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきます。」とあるが、当町は、町民の96%の居住する区域が帰還困難区域であり、長期に渡る避難が予想されることから、避難指示が継続している場合の取扱いについて明確に示してほしい。
14	浪江町	農林業 営業損害	今回示された賠償案において、「損害がある限り賠償する方針」が明確に示され、見直しがなされたことに対しては、一定程度の評価をする。 しかしながら、当町においては、復興組合が設立され、農地保全に向け、町民が懸命な努力を続けているものの、農業施設の復旧工事は、ようやく1割程度が着手された状況にあり、物理的にも、営農再開までには相当期間を要する。 したがって、3年後以降の賠償については、営農再開の状況、農林業固有の事情、風評被害など、実態を踏まえた適切な賠償を強く求める。
		その他	商工業者の営業損害、就労不能損害について、「損害がある限り賠償する方針」に従い、あらためて、適切に賠償するべきである。
		その他	精神的損害等の相当期間について、中間指針においては「1年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するもの」とされており、東京電力は、6年を超える長期避難後の解除の状況を踏まえ、適切に判断すべきである。 また、原子力損害賠償紛争審査会においては、「相当期間については、各地域のいろいろな事情を踏まえて議論することがあり得る(第38回)」とされたとおり、現地調査等により長期避難の状況を把握され、議論されることに期待する。
その他	財物賠償について、既に避難指示解除の見込時期を超えており、除染の状況を踏まえると、避難が6年を超え全損扱いとなることは明らかである。 そのため、東京電力に対しては、賠償残分の1/61について現段階から準備を進め、平成29年3月11日到来後速やかに支払うことを求める。		



## 6 市町村等

No	団体名	項目	内 容
15	葛尾村	農林業 営業損害	3年一括支払いは示されたが、森林の未除染と風評の影響が大きく、農林業が再開し原子力事故による被災前の状況に戻るにはさらに長期間を要する事業者も確実にいると想定される。そのため、3年一括払い以降の個別の賠償について明確な方針を示し真摯に対応することを要望する。
		その他	商工業者については帰還を推進するインフラの一翼を担う重要な役割を果たしており、多くの住民が帰還する前に経営をするには非常に厳しい状況である。そのため、個別の賠償が復興には欠かせないものと考え。よって、再開をした商工業者の個別損害賠償について明確な方針・基準を示し真摯に対応することを要望する。
		その他	自治体の賠償請求について支払いの進捗が思わしくなく、また、財物の賠償については明確な指針が示されていないなどの問題がある。加害者である東京電力の積極的な賠償の推進を求める。
16	福島県市長会	農林業 営業損害	国による営農再開支援や風評払拭に向けた取組みに対し、積極的に協力する姿勢を明確にするとともに、東京電力が主体的に取り組むことについても明示すべき。
		その他	○放射線に関する正しい知識の普及及び積極的な情報発信 風評払拭のため、放射線による健康影響について、国の責任と判断において、明確な基準を早急に示すこと。 幅広い年齢層において放射線に関する正しい知識の習得が図られるよう、国を挙げて放射線教育に取り組むこと。 全国市長会で福島第一原子力発電所を視察し、現状を理解頂いたが、当県の現状について、国民の間の理解が進んでいないことから、国において積極的な情報発信を行うこと。
		その他	○有言鳥獣による農作物被害防止対策 原子力発電所事故に伴い広域化かつ深刻化していることから、国と県とが連携して対策を強化すること。
17	福島県	農林業 営業損害	商工業等と農林業、どちらの損害賠償に当たっても、昨年6月7日の福島県原子力損害対策協議会全体会議において確認されたとおり、①損害がある場合については、当然、賠償を継続する、②損害の範囲を幅広く捕らえ、相当因果関係を確認する場合でも簡易な手法で柔軟に行うなど、事業再開につながる十分な賠償を確実に、を厳守すること。
		農林業 営業損害	一括賠償後の損害や追加的費用の算定にあたっては、損害について幅広くとらえ、柔軟に対応すること。
		農林業 営業損害	林業関係団体より以下のような意見が聞かれる。 ①風評被害に関する賠償だけではなく、営林そのものが出来ない状態にある森林組合への賠償についても適切に対応すること。 ②個別対応による東電との交渉で、意に沿わない賠償を迫られることのないよう、引き続き協議会を通して賠償する現行枠組みを継続すること。  林業者の不安が払拭されるよう対応すること。

